

令和2年度 第8回宝塚市総合教育会議

- 1 日時 令和3年3月4日（木）16:00～18:00
- 2 場所 宝塚市役所3階 特別会議室
- 3 出席者 （構成員）中川市長 森教育長 川名教育委員 篠部教育委員
木野教育委員 望月教育委員
（関係職員）井上副市長 管理部長 管理室長 教育企画課長
教育企画課係長 学校教育部長 学校教育室長
学校教育課長 特別支援・人権教育担当次長
幼児教育担当次長 教育支援室長 教育支援課副課長
教育支援課係長 社会教育部長 生涯学習室長
中央図書館長
（事務局）企画経営部長 政策室長 政策推進課長 政策推進課係長

4 内容（議事概要）

■開会

中川市長の挨拶後、議題1「不登校児童生徒への対応について」、議題2「学校規模適正化について」、議題3「教職員の働き方改革について」、議題4「その他」の公開について会に諮り、公開決定する。

公開にかかる配布資料の、傍聴人による持ち帰りについて会に諮り、未定稿の資料として持ち帰りを可とすることで決定する。

■議事

議題1 不登校児童生徒への対応について

（宝塚市の不登校対策について、教育委員会事務局から説明）

- ・私達が子どもの頃は、学校は行かないといけないもので、学校に行かないこと

は間違いというイメージであったが、今は学校が全てではないため、不登校児童生徒の数が増えていること自体はマイナスではないと考えている。長期的には学校が居心地の良い場所になって、不登校児童生徒の数が減っていくことが理想だが、今は多様な生き方がある時代であり、1つの時代の流れかなと感じる。

- ・子どもの中には不登校とまではいなくても、学校に行きづらい子どもがいる。新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校になり、子どもの自殺は減少すると考えていたが、実際は増えてしまった。学校に行きづらい子どもたちにとっても、学校には一定の意義があり、学校という居場所があることが大事だと感じた。
- ・不登校児童生徒数は増加しているが、不登校児童生徒に対する適切な対策を立てる上で、適応教室「PALたからづか」に通っている生徒とそうでない生徒を別に考えるなど、どのような状況で学校を休んでいるかを詳細に把握していくことが大事だと感じる。
- ・市独自の取組として、退職した教職員で支援チームを作り、訪問指導員として休んでいる生徒の状況を把握し、今後の対応方針について学校側と協議した上で、教育委員会もその対応方針を共有している。
- ・不登校の原因は学校以外のものもあるが、いじめや学業の不振、部活動など、学校に原因があるものについては、可能な限り取り除いていく努力が必要である。また、学校のどのような校則が子どもたちを苦しめているのか調査し、現在の価値観に合っていない校則の問題を解決していく必要がある。
- ・校則の中には、子どもたちにとって窮屈に感じるものもある。現在、全ての学校の校則について、人権的な視点で問題があるものは改善し、本当に必要かどうかという視点も含めて精査している。それは、大人の視点だけではなく、子どもたちの意見も取り入れて行っている。制服やLGBTの問題など、全ての学校

において校則の点検や見直しを毎年定期的に行っていく方針である。

- ・校則は一度決定すると前例踏襲になりがちだが、不必要なものは変えていくのはいい試みである。人権感覚については、子どもたちも学んで年々高まっており、大人が更新できていなかった校則を押し付けるのは良くない。子どもの意見を取り入れることは子どもの権利条約にも記載されている。
- ・子どもの不安がどこから出ており、不安を取り除くためにどのようなことをしているのか。訪問指導の効果が数字で分かれば示して欲しい。
- ・集団に馴染みにくい、通常より音や出来事に敏感に反応してしまうHSCと呼ばれる子どもたちは、教職員が他の子どもを叱った際の声に反応して不安を感じる、誰かが悲しい思いをした場合に自分も辛くなってしまうといったことが原因で、学校に行けなくなってしまうことがあり、個別に対応を変える必要がある。
- ・不登校生徒児童数の把握は必要だが、不登校の子どもたちがその後どのようになっているか、中学校卒業の際に不登校であった子どもの進路について把握しているのか。
- ・高校に行くことができない子どもに対しては、ルートパルという形式で、教育総合センター内での様々な活動を通して、学校や社会と繋がっていく取組を進めている。
- ・適応教室「PALたからづか」で把握している子ども以外についても、子ども未来部と連携し、教育委員会が担っている義務教育段階から高年齢に繋がっていく、切れ目のない支援に向けて取り組んでいる。
- ・校則については、子どもたちに議論をさせても、決定するのは校長や教職員であり、ほとんど見直しがされていないとのPTAからの指摘もあるが、どのように考えているのか。
- ・校則を変更していく中で、子どもたちの意見を聞いた上で、最終的に校長や教職員が決定している学校もある。一方で、子どもたちが、校則がないことに不

安を感じるケースもある。過渡期の状況だが、子どもたちの考えをほぐしていくとともに、教職員に対しても、現在は、以前の荒れた学校現場の状況がほぼなく変革のチャンスで、教育委員会が牽引しながら働きかけをしていきたいと考えている。

- ・親子の関わり方の中には、虐待やネグレクトの他にも、家で兄弟姉妹の面倒を見るために学校に行かせてもらえないという事例が全国で報告されており、本市でも同様の事例があるのではないかと考えている。
- ・ヤングケアラーは、こちらから探さないと見つからない。親の病気などで長期間学校を休まないといけない場合、支援する方法を考えていかないと、その子どもは、いつまでも学校に来ることができない。そのような子どもが何人くらいいるのか把握しているのか。
- ・全てを把握できている訳ではないが、家の手伝いなどの理由で登校できていないと思われる子どもは10人程度いる。
- ・最近問題となっているヤングケアラーの問題に対して、どのように対応していくべきかをスクールソーシャルワーカーと協議している。
- ・文部科学省の調査によると、学校の決まり事への不満として、制服や給食、行事に参加する中で皆と一緒に何かをする事にしんどさを感じるということがあつる。1時間目の授業から出席するというのも決まり事の中にあるが、それが難しい子どもに対しては、昼からの登校や部分登校といった、その子どもに合った学び方、登校の方法もあるということをつ、保護者にも伝えた上で対応している。

以上の意見を踏まえ、不登校児童生徒への対応について、引き続き適切な方法を検討し、支援を継続していくこと、ヤングケアラーの把握や今後の取組について、改めて総合教育会議の場で報告することで調整された。

議題2 学校規模適正化について

(中山台地区教育環境適正化事業の詳細について、教育委員会事務局から説明)

- ・中山五月台小学校と中山桜台小学校の統合時期について、予定より1年延期となり、令和4年4月の予定となっているが、本市にとって最初の統合であり、成功させなければならない。成功とは、子どもたちにとって、統合して良かったと言えることだと考えている。そのために、両校の子ども同士の交流の機会を積極的に設けたいと考えていたが、コロナ禍の影響で縮小せざるを得ない状況となっている。統合時期が1年延期になったことで、改めて統合に向けて子どもたちの交流の取組みを充実させていきたいと考えている。
- ・学校の統合事業は大変な苦勞を伴うが、子どもたちの笑顔を見るまでよろしくお願いしたい。

以上の意見を踏まえ、学校統合事業について、引き続き子どもを最優先に進めていくことで調整された。

議題3 教職員の働き方改革について

(教職員の働き方改革について、教育委員会事務局から説明)

- ・教職員に1人1台のパソコンを導入したことにより、事務的な作業のデジタル化が図られ、時間外勤務は若干減少した。
- ・更なる時間外勤務の縮減には、教職員が早く帰宅する気持ちを持つ意識改革が重要である。一方で、教職員は部活動に多くの時間を割いており、保護者対応にチームで取り組む方針のため、その学年の教職員の負担が増えている現状もある。意識改革や部活動の件については課題であると認識しており、ノー残業デー、ノー会議デーを徹底していくなど、教育委員会として方針を立てていく必要があると考えている。
- ・管理職の負担軽減について、原因となっている2点について改善する。1点目

は、校長又は教頭が、教職員全員が帰宅するまで学校に残り、最後に鍵を閉めている学校がある問題で、今後は最後に帰宅する教職員に鍵閉めをするように指示して帰宅できるように、教育委員会から通知を出す予定としている。2点目は、教頭が1週間に5時限の授業を担当している点で、令和3年4月から廃止する予定としている。教頭の授業担当がなくなる分、教職員の負担が増えるので、教職員の働き方改革検討委員会で課題を整理しながら、県の数値を目標に教職員の総労働時間数の縮減を図っていく。

- ・問題を起こした教職員について、同じ職場にいた教職員は誰もが問題を認識していたのではないか。その上で誰も注意をしなかったのであれば、そのような学校現場の体質を変えていく必要がある。
- ・一生懸命取り組んでいる教職員が過労で精神的に参ってしまう事例がある一方で、兼業をするなど真剣に取り組んでいない教職員がいるのは理不尽で、教育委員会が組織として対応していく必要がある。
- ・保護者対応が学校現場の抱える一番の負担となっている。市も市民対応において、これ以上の対応が難しいところに至る場合は、弁護士対応にするよう指示を出している。今後、兵庫県もスクールロイヤーを設置することになっているが、働き方改革のためにも、市独自の保護者対応にかかる弁護士の設置を検討する必要があるのではないか。

以上の意見を踏まえ、教職員の働き方改革について目標設定をしっかりととして、その内容について総合教育会議の場で引き続き議論していくことで調整された。

議題4 その他

(図書館の運営について、教育委員会事務局から説明)

- ・市内のどこに住んでいてもサービスを受けることができる環境を目指し、西谷ふれあい夢プラザ内に、本のある交流スペース「ふれ愛ライブラリー」を設置し、

市内3箇所目となる小浜・安倉分室を整備した。

- ・市内の拠点施設としての役割を担うため、中央図書館の環境整備に取り組んでおり、飲料の自動販売機や館内広告で得た収入で、玄関前広場と北西側芝生の広場を整備し、憩いの場、集いの場として活用している。
- ・市の歴史、文化遺産を後世に伝えていく責務を果たすため、全ての市民に郷土の歴史に関する情報を発信する手段として、デジタルアーカイブの活用を検討している。

以上